

包括外部監査運用と措置対応に関するアンケート・措置対応データ提供のお願い

前略 貴自治体におかれましては、ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

私達は、包括外部監査制度が施行以来、その充実と活用に向けて強い関心を持って、監査報告書への「通信簿」や今後のあり方への提案を含む「イエローブック」を刊行してきました。

現在、多くの自治体で10年目の包括外部監査がなされ、任意自治体を含めて116の自治体での監査作業がなされていると存じます。

近年、監査人各位の努力もあって、報告書自体は発足時と比べると全体として充実していますが、最大の問題はこれらの「活用度」であるとの意見が強くなり、私達の中でも監査報告書の評価よりも活用度の評価をすべきだという声が強くなってきました。

もちろん、その活用度は監査された対象テーマ、指摘事項や意見によってそれに対する措置の対応に要する時間、対応内容は異なると思われれます。

しかし、私達としては監査の結果（指摘事項や意見）に対する市民への説明（責任）については、監査報告書の内容によって変わらないと考えます。対応内容の措置と説明レベルは変わっても、監査結果への説明を適切に行なうべきことは共通です。

そこで私達は、貴自治体に対し別紙のようにこれらへの行政対応システムや過年の措置についての対応に関するアンケートをお願いすることにしました。

御多忙とは存じますが、平成11年度実施分以来平成19年度監査までを視野においてご回答下さいますようお願い申し上げます。

1. アンケート回答は、別添のExcel表に12月10日（水）までに御回答をお願いします。
2. 以下のデータ・紙資料のご送付は、11月14日（金）までにご送付くださいますようお願い致します。

☆ 平成11～19年度包括外部監査に基づいて講じた措置内容（措置通知の写等）の全文が掲載されている電子データ

☆ 上記紙資料

また、ホームページで措置内容そのものが全て公開されている場合はその内容、範囲も御回答下さい。公報、公開資料以外で莫大な内容に及ぶ場合と、実際の対応に対し公表内容の一部しかない場合は何故そうされているのかも御回答下さるようお願いいたします。

大変お忙しいところ申し訳ございませんが、期日までにご回答・ご送付をお願い致します。

以上、私たちのイエローブック制作の目的をご高察賜り、ご協力下さいますようお願い申し上げます。資料ご提供後公表のあった措置につきましても、公表され次第ご送付頂ければ幸いです。

平成20年10月

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 土 橋 実

事務局長 新 海 聡

包括外部監査班 代表 井 上 善 雄

（お問い合わせ・ご連絡先）

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41 リブビル6階 弁護士法人リブレ内

電話：052-953-8052 / FAX：052-953-8050

mailto: office@ombudsman.jp (担当：堀)

Q 6. 外部監査人の候補を議会で否認又は意向により変えたことがありますか。

() あり→理由 ()

() なし

Q 7. 包括外部監査人の委託報酬額の基準はありますか。

() あり→何で定めていますか ()

() なし

Q 8. 委託業務内容と報酬額についてはいわゆる随意契約と考えますが、どのように見積もられていますか。

()

Q 9. 包括外部監査人から報酬への不満ないし要望が寄せられたことはありますか。

() あり→内容 ()

() なし

Q 10. 私達が監査人へのアンケートを行った際、①時間的不足、②報酬的不足、③人的不足(監査スタッフ)、④行政を含め判断基準の不明・曖昧さ、⑤担当部局の非協力、⑥資料不足・保存不足を言われる方が少なくありませんでした。この点について、ご意見はありませんか。

()

第3 包括外部監査結果報告書作成過程について

Q 1. 包括外部監査人のテーマ選定に協力されていますか。

() あり→協力内容 ()

() なし

Q 2. テーマ選定時に行政側から包括外部監査人に対して提案をされることはありますか。

() あり→提案内容 ()

() なし

Q 3. 包括外部監査報告書(書面)は、包括外部監査人の報酬額に含まれていますか。

() 含まれている

() 含まれていない

Q 4. 作成部数やコストは契約上どのようになっていますか。

()

第4 包括外部監査結果報告書について(報告・説明)

Q 1. 監査結果報告は議会・議員に対してどのようにして伝えられていますか。(複数回答可)

() ①報告書(印刷物)を議員全員に配布

() ②公報またはホームページの掲載文を自主的に見ていただく

() ③外部監査人が議会で監査結果報告を行っている

() ④議会や委員会で外部監査人の質疑の機会が確保されている→質疑の場所は、

() 本会議・() 委員会

() ⑤特に伝えていない

() ⑥その他 ()

Q 2. 議長や副議長への包括外部監査人の挨拶はありますか。

() ある→説明内容 ()

() なし

Q 3. 市民への監査結果報告はどのように公表されていますか。(複数回答可)

() ①公報(印刷物)→全文公表()・要旨公表()

() ②ホームページ→全文公表()・要旨公表()

() ③広報

() ④特に公表なし

() ⑤その他 ()

Q 4. 担当行政部局は外部監査人から、指摘された監査結果について詳しい説明は受けていますか。

() はい→ご担当部局名 ()

() いいえ

Q 5. 監査委員は外部監査人から、指摘された監査結果について詳しい説明は受けていますか。

() はい

() いいえ

第5 包括外部監査結果報告書に対する対応(措置)について

Q 1. 包括外部監査結果報告書に対しての対応ルールや運用の目処はありますか。

() ある→どのようなものか ()

() なし

Q 2. 包括外部監査結果報告書への対応(措置)は行っていますか。またその方法をお答え下さい。

() 行っている→対応内容 ()

() 行っていない

Q 3. 行政部局・対象部門での監査人の監査指摘事項や意見への対応について、いつまでにどのような対応を行うかについての基準や運用はありますか。

() ある→どのようなものか ()

() なし

Q 4. 行政部局・対象部門での監査人の監査指摘事項や意見への対応は、いつから始められていますか。

() 調査中に分かるものにはその都度対応している

() 報告書が公表されてから対応を検討する

() その他 ()

Q 5. 監査結果が報告されて直ちに是正できる事項はありましたか。

- () あった→どのような指摘事項か ()
それに対する対応内容 ()
() ない

Q 6. 監査報告書が提出されて6ヶ月を経過しても改善内容や措置の目処の発表も出来ないものはありましたか。

- () あった→どの程度ありましたか
()
主にどのような指摘事項に対してですか
()
() なし

Q 7. 期限を区切って対応できないものも、その理由や対応の目処は発表されますか。

- () はい→どういう理由で対応できないもしくは時間がかかるのかをお答え下さい。
()
() いいえ

第6 外部監査制度と包括外部監査の措置についての考え方について

Q 1. 包括外部監査の指摘事項や意見について、採用できないものは多いのでしょうか。それはどんな理由からですか。

- ()

Q 2. 行政として監査報告に対応できないもの、行政として見解・意見が監査人と異なっているものを説明することも説明責任の1つとする意見についてどう考えられますか。

- ()

Q 3. 外部監査制度そのものに見直しが必要だと思いませんか。

- () はい

→過年の総務省へのアンケートにより答えたもの以外にあればどういった点でしょうか。

① 包括外部監査について

- ()

② 個別外部監査について

- ()

- () いいえ

第7 包括外部監査結果に基づく現行の措置通知の公表状況

Q 1. 包括外部監査結果に基づく措置通知の公表がありますか。

() ある

() なし

Q2. Q1であるとご答え頂いた方にお聞きします。公表された措置通知はどこで入手できますか。

() ①インターネットで入手が可能→ホームページアドレス

(URL) :

措置通知の所在 (例: 「監査事務局ホームページ内の『外部監査』のページ」)

()

() ②インターネットでは入手不可→公表の場所 (ex. 公報、個別の情報請求の可否など)

[]

Q3. 包括外部監査結果に基づく措置通知の公表がある包括外部監査実施年度に○を付けて下さい。

() 11年度

() 12年度

() 13年度

() 14年度

() 15年度

() 16年度

() 17年度

() 18年度

() 19年度

※なお、措置通知 (公表年度分全て) のデータは、11月14日 (金) までにご提供をお願い致します。

大変お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

平成20年12月10日 (水) までにご回答頂けたら幸いです。

(お問い合わせ・ご返送先)

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-6-41 リブビル6階 弁護士法人リブレ内

電話: 052-953-8052 / FAX: 052-953-8050

mail: office@ombudsman.jp (担当: 堀)